

【Q&A】

No	Q : 質問	A : 回答
1	従事期間の年数について、同一の医療法人が設置する病院と診療所の間で異動した場合、どのようになるのか。	従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間での異動・転勤に伴う場合は、連続した従事期間年数を記入します。
2	従事期間の年数について、同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間で異動した場合、どのようになるのか。	異動後の従事期間年数を記入します。
3	病休、産育休等により休職中の場合はどうしたらよいか。	休職中でも12月31日時点で雇用関係がある場合は、届出が必要になります。 以下を参考に記入をお願いします。 ・(8)従事場所 : 雇用契約のある就業先の区分を選択 ・(10)常勤換算 : 「2. 短時間労働者 0. 0人」と記入 ・(11)従事期間 : 休職期間も継続した従事期間に含める
4	准看護師として就業を継続しながら看護師免許を取得し、令和6年12月31日現在は同じ職場で看護師として業務に従事している。この場合の記載はどのようになるのか。	以下を参考に記入をお願いします。 ・(1)現在の主たる業務: 看護師業務を選択 ・(7)免許種別: 看護師、准看護師のどちらも記入 (※保有する全ての免許について記入が必要) ・(11)従事期間: 免許の種別等に変更があっても、設置主体が同一の場合は、継続した勤務とみなして記入

【記入誤りが多い項目】

●(11)従事期間等→

(7)③免許の登録年月日との関係に注意

〈記入誤りの例〉

- ・従事期間・・・ 免許の登録年月日がR6年4月にも関わらず、従事期間1年以上の区分を選択している 等
- ・従事開始の理由・・・ 免許の登録年月日がH20年で就業歴があるにも関わらず、「新規」を選択している 等

* 参考 従事開始の理由

「新規」	免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合 (複数免許を取得している場合は、最初の免許を取得後に従事した場合) ※ただし、免許取得後1ヵ月以内に看護師等として業務に従事していなかった場合は「その他」を選択する
「再就業」	現在の職場で勤務を開始する前1年間に、看護師等として従事していない場合
「転職」	現在の職場で勤務を開始する前1年間に、看護師等として従事したことがある場合

●(12)看護師の特定行為研修の修了状況

〈記入誤りの例〉

- ・(12)①研修修了の有無欄で「有」を選択しているが、(12)②以降の欄が記入されていない
- ・看護師の特定行為研修を受講していないが、研修修了の有無欄で「有」を選択している 等

※特定行為研修を修了している場合は、必ずお手元に「特定行為研修修了証」をご用意の上、内容を確認しながらご記入ください※